

（名称）

第 1 条 本会は、「中の村自治活動活性化委員会」（以下、「委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 委員会は、三次市自治活動支援交付金の趣旨に沿った 3 つの選択事業の具体化と円滑な運営を通じた所期の成果を得ることを目的とする。

（組織）

第 3 条 委員会は、第 2 条の目的を達成するため、以下の選択事業ごとに自治会域内外の専門的な学識経験者（以下「委嘱専門家」という。）と自治会役員等で構成する分科会を設ける。

（1）安全・安心のまちづくり事業（防災分科会）

（2）自治活動参画促進事業（広報分科会）

（3）まちの魅力づくり推進事業（景観分科会）

2 委員会の役員は、別紙-1 のとおり自治会三役が兼務する。

3 各分科会の構成員は、別紙-2 のとおりとする。

4 構成員の追加や変更は、委員会役員の承認を要する。

（分科会の運営）

第 4 条 分科会は、第 2 条の目的に沿った 2 年間の活動計画を定め、令和 6 年第 3 四半期末までに理事会の承認を得るものとする。

2 分科会は、単年度活動計画の具体化と実践および広報に努める。

3 分科会は、前項の内容を検討するため事務局が招集する。

（委嘱料）

第 5 条 分科会の委嘱専門家には、委嘱料を払うものとする。

2 委嘱料の単価は、毎年度、連合自治会と協議して定めるものとする。

（期限の設定）

第 6 条 委員会は、自治会役員の任期の期限に合わせ令和 7 年度末をもって終了する。

（その他）

第 7 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度、協議して定めるものとする。

附則

この規約は、令和 6 年 5 月 18 日より適用する。

別紙-1 委員会の役員

役名	氏名	備考
委員長	小松木 明	自治会会長
役員	長岡憲治	自治会副会長
役員	川本正勝	自治会事務局長
事務局	末國富雄	自治会副会長

注：事務局は以下の3つの分科会の事務を担う。

別紙-2 分科会の構成員

分科会の構成員（専門家を除く）は、当初は空席とし、分科会を運営しながら、希望する自治会役員や専門家の推薦者を選任していくことにする。

1 防災分科会

役名	氏名	備考
専門家	玉岡秀利	学識経験者
専門家	森田健二	防災士（川地防災士会代表）
専門家	深水美樹	民生委員（専正寺）
専門家	角谷浩規	「ぬくもり」理事長・施設長
構成員		自治会役員数名
構成員		自治会域内希望者数名

2 広報分科会

役名	氏名	備考
専門家	中田 猛	学識経験者
ブログ運営者	渡邊真充	木舟常会
構成員		自治会役員数名
構成員		自治会域内希望者

3 景観委員会

役名	氏名	備考
専門家	児玉政則	駅組、有識者
専門家		
専門家		
構成員		自治会役員数名
構成員		自治会域内希望者